

## 一般社団法人 新協美術会 規約

### 総 則

第1条（会の名称）本会は、定款に則り一般社団法人新協美術会と称する。

第2条（目的）当法人は、定款に則り既成概念にとらわれない独自性を求める作家をもって組織し、個性ある美術の創造につとめることを目的とする。

第3条（事務所）1.当法人は、定款に則り主たる事務所を東京都豊島区に置く。  
2.当法人は理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設けることができる。

### 事 業

第4条（事業内容）当法人は定款に則り、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 展覧会の開催
- (2) 研究会、講習会の開催
- (3) 当法人の内外関係者の連絡と親睦をはかるための会報発行や催事の開催
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

### 機 構

第5条（当会の構成員）当会は、作家集団の資格として委員、会員、会友を置く。委員、会員、会友は、別に定める推挙手続きによって推挙・承認される。

第6条（当法人の社員）前条の委員をもって当法人の正会員、会員及び会友をもって準会員とする。

第7条（当法人の社員総会）前条の正会員をもって定款に定める当法人の社員とし、社員をもって当法人の最高議決機関である社員総会を構成する。

第8条（当法人の理事）前条の正会員より当法人の理事を選任する。理事の定数は定款に定める。理事をもって当会の運営に当たる理事会を構成する。理事会にはオブザーバーとして地方事務所の代表等も参画できる。又、理事会は全国事務所会議を兼ねる。

第9条（構成員の認証）すべての構成員は定款に則り社員総会において認証される。

第10条（役員）当法人には定款に則り次の役員を置く。

- (1) 理事 員数は定款に定める
- (2) 監事 員数は定款に定める

第11条（会長）理事のうち1名を会長とし、会長をもって当法人の代表とする。

第12条（本部幹事）会長業務を補佐する本部幹事若干名を置く。同幹事は正社員の中から会長が人選し、本部委員会の承認を得る。本部幹事会は、会長、監事、本部幹事をもって構成され、会の運営全般にあたる。

第13条（役員の職務）役員の職務その他の規定は定款の定めによる。

第14条（任期）前条役員の任期は、定款に則り会長並びに理事は2年、監事は4年とするも、再任を妨げない。また、本部幹事の任期は当規約において1期2年とし、再任を妨げない。地方事務所代表は地方の実情に合わせて任期を決める。

### 運 営

第15条（社員総会）当法人の社員総会は、次の審議決定を行う。

- (1) 正会員及び準会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他定款並びに当規約で定められた事項

第 16 条（理事会）理事会は定款に則って開催し、次の決定ないし承認を行う。

- (1) 当法人の業務計画並びに業務執行の決定
- (2) 会長の選定及び解職
- (3) その他定款並びに当規約で定められた事項

第 17 条（本部委員会）理事会の下部機関として本部委員会を置く。

- (1) 当委員会は首都圏在住社員をもって構成する
- (2) 当委員会は本会の業務執行計画並びに本会運営に関わる諸施策を策定する

第 18 条（資格の喪失）当法人の構成員は、次の理由により資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出
- (2) 死亡
- (3) 理由なく会費を滞納したとき
- (4) 理由なく本展覧会に不出品の時のとき
- (5) その他、当法人の定款に定める理由が生じたとき

第 19 条（除名）当法人の構成員は、次の、理由により、社員総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の名誉をけがし不正の行為があったとき
- (2) 構成員の資格を利用して不正の行為をなしたとき
- (3) 著しく会の運営を乱し会に背信行為をなしたとき
- (4) その他、当法人の定款に定める理由が生じたとき

## 会 計

第 20 条（予算）当法人並びに当会の運営経費は構成員の年会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

第 21 条（会費）当会の構成員は本会所定の会費を納入しなければならない。

第 22 条（会計年度）当法人の会計年度は 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

## 附 則

- 1（本則）本規則は当法人の定款に準ずる規約であり、疑義ある時は定款の定めに従う
- 2（細則）当法人の社員総会が必要と認める場合は本規約の細則・諸規則を別に定める
- 3（本則実施）本規約は昭和 32 年 11 月 1 日、本会設立日より実施
- 4（改正実施）本規約は昭和 55 年 10 月 29 日改正、実施
- 5（改正実施）本規約は平成 15 年 10 月 2 日改正、実施
- 6（改正実施）本規約は平成 23 年 12 月 10 日改正、実施
- 7（改正実施）本規約は平成 24 年 4 月 1 日改正、実施
- 8（改正実施）本規約は平成 25 年 5 月 17 日、法人化移行、定款制定に伴って改正、実施
- 9（改正実施）平成 28 年 10 月 24 日、展覧会期変更に伴い会計年度改正、実施（第 22 条）
- 10（改正実施）本規約は平成 30 年 9 月 15 日定款改正に伴い改正、実施（第 14 条）
- 11（改正実施）本規約は令和元年 9 月 12 日改正、実施（第 3 条、第 8 条、第 12 条）